

千葉県体育協会創立70周年記念
平成29年度 千葉県民体育大会第二部
ホッケー競技実施細則

- 1 期 日 少年男女 平成29年5月13日(土) 県高校総体(一次選考)
成年男女 平成29年6月 3日(土)
少年男女 平成29年6月 3日(土) (最終選考)
予備日 6月4日(日)

- 2 会 場 いすみ市大原グラウンド陸上競技場(人工芝S)
〒298-0004 いすみ市大原6588番地

3 実施種別及びエントリー数・選考人員

種 別	監 督	コ ー チ	エ ン ト リ ー 数	選 考 人 員
成年男子	1名	1名	30名 以内	監督1名・選手18名
成年女子	1名	1名	30名 以内	監督1名・選手18名
少年男子	1名	1名	30名 以内	監督1名・選手18名
少年女子	1名	1名	30名 以内	監督1名・選手18名

※少年男女の一次選考、エントリー数は県高校総体ホッケー競技実施要項による

4 競技上の規定及び方法

- (1) (公社)日本ホッケー協会2017年度版ホッケー競技規則による。

試合時間は、全種別とも下表のとおりとする。

前 半	ハーフタイム	後 半
35分	5分	35分

- (2) 規定時間内に勝敗が決しない時は、シュートアウト戦(SO)を行い勝敗を決定する。
(SO終了後、ゴール数が同じだった場合は第2シリーズを実施する)
- (3) 大会でのベンチ入り人数は18名以内とする。
(同一大会の次試合は大会参加申込に記載されている選手であれば変更可)
- (4) 競技方法は、種別毎にトーナメント方式により実施する。

- 5 選考方法 (1) 全種別とも、選考会により選抜チーム又は、単独チームを編成する。
(2) 千葉県ホッケー協会強化委員会を経て決定する。

6 参加資格 千葉県民体育大会・第二部の総則6によるもののほか次による。

- (1) 平成29年度(公社)日本ホッケー協会登録規定により、登録された者で構成されたチームであること。
- (2) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。
- (3) 選手・監督の兼任は、同一種別内に限る。(成年種別)
- (4) 監督・コーチは、他の種別と兼任できない。
- (5) ふるさと選手制度を活用する者。
① 初回、ふるさと制度を活用する者は、ふるさと登録届を提出しなければならない。(様式1-A)
② 千葉県でふるさと登録済みの者が、出場する場合は、ふるさと選手制度使用申請届を提出しなければならない。(様式1-B)
(一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする)
- (6) 監督は、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認ホッケーコーチ、公認ホッケー上級コーチ、公認ホッケー指導員、公認上級指導員のいずれかの資格を有する者が望ましい。

7 参加申込方法

- (1) 方法 : 参加申込書は、所定の様式により送付(直接提出)すること。
(2) 申込先 : 298-0004 いすみ市大原7985番地
県立大原高等学校内
千葉県ホッケー協会 (古川総一郎 宛)
※(第二部担当者に直接提出可)
(3) 参加料・傷害保険料は申込書と同時に下記宛に振込む(直接納入可)こと。

銀行名	千葉銀行	大原支店
口座番号	普通	1169719
口座名義	千葉県ホッケー協会 会長 岩瀬俊隆(イワセ トシタカ)	

- (4) 締切日 : 平成29年5月22日(月)午後4時まで必着 (厳守)

8 参加料等

- (1) 1チーム 8,000円
(2) 保険料 監督・コーチ・選手 × 200円
* 傷害保険料は、県大会のみの保険。
* 参加料・傷害保険料は、申込後の返金は認めない。

9 参加上の注意

- (1) 監督・コーチ・選手は、傷害保険に必ず加入すること。
(2) 万一負傷・病気等の事故があった場合は、各チーム及び個人の責任とする。
(3) 各チームは、正規のユニフォームのほかに異なる色で正規のユニフォームと同じ背番号を付けたユニフォームを携行すること。
(4) 参加申込後、監督・コーチ・選手の変更は認めない。
(5) ふるさと制度を活用する者は、「ふるさと登録届」又は、「ふるさと選手制度使用申請届」を提出しなければならない。【参加申込書と同時に提出】

提出締切日 : 平成29年5月22日(月)必着

- (6) その他、ルールに適しない行為があったときは、そのチームの出場を停止することがある。

10 千葉県民体育大会第二部(国体県大会)担当者

298-0004 いすみ市大原6435 河村一夫 TEL 0470-62-1540

11 その他 「本大会は、千葉県スポーツ振興基金助成金の交付を受けています。」

(公社)日本ホッケー協会アマチュア規定(抜粋)

第3条 この規定の競技者とは、本協会ならびに加盟団体に登録されているすべてのものをいう。

第6条 次の何れかの事項に該当するものは、本協会の競技者としての資格を失う。

- (1) 本協会が参加を禁止した競技会に参加したもの。
(2) 何れの競技かを問わず、プロ競技者または、プロ・コーチとして登録、または、契約しているもの。
(3) 本協会の事前の承認を得ずに、自らの名声を利用し、その氏名・写真・競技成績等を広告に使うことを許したもの、または、自らの使用する衣服及び用具を広告に使うことを許したもの。
(4) 競技に際して、ドーピング・暴力行為などによりフェアプレーの精神に明らかに違反したものの。
(5) この規定に違反し、競技者として著しく品位または、名誉を傷つけたもの。

第14条 この規定に定めのない事項については、国際ホッケー連盟規約及び(公財)日本体育協会スポーツ憲章を準用し、本協会が決定する。